

23.03.25

イベロアメリカ首脳会議

サント・ドミンゴ宣言

訳註：

イベロアメリカ首脳会議は、イベロアメリカと歴史・文化・経済のつながりを持つ米州 19 カ国とイベリア半島 3 カ国の首脳による 2 年ごとの会議であり、1991 年から 2014 年までは毎年行われている。

参加する正加盟国は以下の通り： アンドラ、アルゼンチン、ボリビア、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、キューバ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、メキシコ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ペルー、ポルトガル、スペイン、ウルグアイ、ベネズエラ。

サント・ドミンゴ宣言： 今回のイベロアメリカ諸国首脳会議は、2023 年 3 月 25 日にドミニカ共和国のサント・ドミンゴ市で、「公正で持続可能なイベロアメリカのために共に」という共通のモットーの下に会議を開催した。

イベロアメリカのヒューマニスト、ペドロ・エンリケス・ウレーニャの言葉に導かれるように、「自然の恵みと子供たちの努力によって強く繁栄する偉大な祖国として構成され、腕と知性の解放が実現される社会の手本となるとき、我々のアメリカは未来の人類の前で正当なものとなる」。

そして、我々は、我々の民族の統合の先駆者であるホセ・マルティのことは、我々の行動が「すべての人とともに、すべての人のために」に賛成するものである。

人類が複数の危機に直面している状況において、政府の行動、多国間主義の尊重と擁護、そして必要に応じて他の関連するアクターの関与は、我々の社会の結束を保障し、平等な機会と権利を促進し、より公平な社会を実現するために、イベロアメリカ諸国の地域の課題に対応する集団的解決策の構築にとって基本となるものである。

以下、宣言要旨

5 世紀以上前にこの偉大な共同体の文化的混淆が始まったこの地から、以下のことを宣言する：

1.我々は、国際連合の基本的な柱である平和と安全、開発及び人権を促進するために、国際連合憲章及び国際法の原則及び目的、イベロアメリカの遺産

である多国間主義、連帯、対話及び国際協力への支持に対する我々の約束を再確認する。

2.我々は、国家の主権の平等と領土保全の原則を含む国連憲章の原則に基づき、全世界で包摂的、公正かつ持続的な平和を目指し、また、人命の損失、食料、金融、エネルギー、環境の安全保障上の危機など、戦争の悪影響を終わらせることに貢献する。

3. 我々は、二言語主義が、傑出した価値を有する言語的多様性の文脈におけるイベロアメリカの特徴であり、共通の遺産を構成することを再確認する。我々は、スペイン語とポルトガル語が、地域の結束とアイデンティティを生み出すものであり、イベロアメリカ共同体のすべての活動の横軸を構成し、イベロアメリカ協力のための「第 3 次 4 カ年行動計画 (PACCI) 2023-2026」を含む本サミットの枠組みで合意されたすべての合意に組み込まれていることを強調する。

4. 我々は、イベロアメリカ社会の社会的及び経済的發展を促進する上で、文化部門が果たす役割を認識する。さらに、我々は、文化のダイナミズムが、相互の豊かさ、市民的・倫理的価値の強化、社会における共存の決定要因であり、また、持続可能な地域開発を達成するために不可欠な復興、平等、社会包摂の過程の基本軸であることに留意し、文化が世界的公共財であることを確認したユネスコ文化政策と持続的開発に関する世界会議「Mondiacult 2022 (メキシコシティ、2022 年 9 月)」との関連性に注目する。同じ意味で、我々は、2023 年 11 月 15 日から 17 日までリスボンで第 8 回イベロアメリカ文化会議が開催されることを強調する。

5. 我々は、ジェンダーの平等と公平をイベロアメリカ共同体の全ての活動において横断的な課題とする意志を改めて表明し、本サミットの枠組みで到達した全ての合意にジェンダーの視点を含めること、及びイベロアメリカにおける女性、青年、少女の人権の推進を強調する。

6. 我々は、国際連合憲章に従い、交渉、調査、調停及び仲裁等の紛争の平和的解決の形態のうち、紛争予防及び調停へのイベロアメリカ女性の効果的な参加を促進するために、イベロアメリカ女性調停者ネットワークの設立のための努力及び南部コーノ・スルの女性調停者ネットワーク等の地域のイニシアティブの強化に寄与する共同協力行動の促進を確認する。

7. 我々は、イベロアメリカが、グローバルな持続可能な開発課題への我々の取り組みを促進し、我々の社会の発展のための包摂的で公正かつ妨げられな

い再構築を通じて不平等を削減することを目的とした、COVID-19 後の復興に向けて秩序だった断固とした方法で前進する必要があることを主張する。

8. 我々は、先住民及びアフリカ系住民の貢献を重視し、彼らを政府の行動の中心に据え、全ての人々の参加及び地位向上を強化する仕組みを促進する必要があることを認識する。その結果、我々は、より連帯的で包摂的な、公平で豊かな、自由で参加型の、持続可能な社会への変革を促進するために、国家及び行政の役割と能力を効果的かつ迅速に強化することの重要性を認識している。

9. 我々は、民主主義、法の支配、国際連合憲章及び主権、国家の内政不干涉及び国家の法的平等の原則を含む国際法の厳格な尊重、平和、安定及び正義の下に、政治、経済及び社会制度並びにその制度を自由に選択し構築する各民族の権利並びに情報、司法及び適正手続の尊重へのアクセスに対する我々の約束を再確認する。

以上